

# 動物検疫所は国内外の厳しい家畜衛生環境に どう備えているのか

石川清康<sup>†</sup>（農林水産省動物検疫所長）



## 1 はじめに

国内の畜産経営が厳しさを増す中、海外に目を転じてみるとわが国を取り巻く家畜衛生環境も刻々と変化し厳しさを増している。これらの状況に対処するためには、国内外の家畜衛生情報を収集・分析し、従来の考え方や前例に捕らわれず、フレキシブルでスピード感を持った的確な対応が必要となる。

動物検疫所には家畜伝染病予防法等に基づき、海外からの伝染性疾患の侵入を防止する役割と畜産業の振興と公衆衛生の向上という役割が求められている。これに加えて、令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において掲げられた農林水産物・食品の輸出目標を達成するための畜産物の輸出促進や、高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）や豚熱（CSF）発生時の国内防疫の支援といった観点からも大きな期待が寄せられている。

本稿では、農林水産省において家畜衛生分野の実働機関である動物検疫所が現下の家畜衛生環境でどのような備えを講じているのか紹介してみたい。

## 2 わが国を取り巻く家畜衛生環境

わが国が海外からの侵入を最も警戒している越境性動物疾病としてアフリカ豚熱（ASF）があげられるが、現在、アフリカ大陸だけでなく、欧州、アジア地域、中米地域において発生が確認されている。この世界的な発生の拡大は、2007年4月にアフリカ大陸から欧州のジョージアに侵入したことから始まり、その後、ロシア、東欧諸国に発生が拡大し、2018年8月には中国においてアジア地域で初めてとなる発生が確認された。その後アジア地域ではベトナム、北朝鮮、韓国、タイなど18カ国・地域まで感染が拡大しており、発生していないのは日本と台湾を残すのみとなっている。また、2021年7月にはドミニカ共和国、9月にはハイチでの発生が確認され

るなど中米地域にも感染が拡大し、世界各国が侵入防止に向けて警戒レベルを高めている。

さらに口蹄疫（FMD）については、アジア地域を中心に現在も断続的に発生が確認されている。東アジア地域においては、中国において今年に入ってからも発生が確認されているほか、5月には4年ぶりに韓国で発生するなど、取り巻く家畜衛生環境はわが国の畜産業の安定経営や食料安全保障の観点からも大変懸念される状況となっている（図1）。

## 3 人・モノの動きの変化（他律的な動き）

わが国への疾病侵入リスクを考えるうえでは国境を越えた人・モノの動向を注視する必要があるが、今年4月には新型コロナウイルス感染症に係る入国制限が撤廃された。訪日外国人旅行者数を令和7年までに令和元年



図1 韓国 FMD 再発に対する注意喚起

<sup>†</sup> 連絡責任者：石川清康（農林水産省動物検疫所）

〒235-0008 横浜市磯子区原町 11-1

☎ 045-751-5921 FAX 045-753-3910

E-mail : kiyoyasu\_ishikawa530@maff.go.jp

水準（3,188万人）を超える計画が閣議決定され、わが国の経済や地域活性化にとってインバウンドはウエルカムなものである一方、動物検疫所が担う水際対策においては人・モノの移動の活発化に伴って疾病侵入のリスクが高まるものと考えられる。訪日外国人旅行者数は急速に回復しており、7月の時点でコロナ前の8割程度の水準まで戻っている。特に、主要空港への到着便やクルーズ船の寄港が著しく増加し、羽田空港等ではすでにコロナ前の水準を上回っており、地方空港についても東アジアを中心に順次増便・復便することが予定されている。なお、コロナ前の2019年には訪日外国人旅行者全体の3割（959万人）を占めていた中国からの訪日客が現在はまだ1割程度にもかかわらずこの水準まで回復していることに留意しておく必要がある。

モノの移動については、経済のグローバル化に伴って日本を取り巻く国際物流は大きく変化し、日本の貿易相手国に占めるアジアからの輸入総額は全体の5割を超えている。また、ロシアによるウクライナ侵攻などによってサプライチェーンの見直しが進み、原材料や輸送コストの高騰による経営現地化が加速する中であって地域別の現地法人の分布をみると、アジアは全体の7割近くを占めている。さらに、海上輸送は物流効率化の観点から貨物輸送船の大型化が進む一方で商品の多様化が進むなど国際物流は複雑化している。動畜産物の領域も同様で、世界各国から多種多様な原材料、製品が輸入され全体的に検査件数の増加がみられる。

人・モノの動きの活発化と複雑化に伴い、家畜の疾病を引き起こす病原体のわが国への侵入リスクは過去に類を見ないほどに高まっているのが現状である。具体的には、ここ数年、空港において携帯品として持ち込まれた輸入禁止品であるソーセージ等の肉製品からASF、HPAI等のウイルスが分離された例やASFの遺伝子が検出された例が複数あり、水際まで病原体が迫っていることを示している。

#### 4 水際検疫の強化と徹底（自律的な備え）

令和2年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」では、農林水産物・食品の輸出について、2025年に2兆円、2030年に5兆円を達成する目標を掲げている。ここ数年、牛肉を始めとする畜産物の輸出の伸びは目覚ましく関係者もさらなる高みを目指すべく取組を強化する中であって、この目標を達成するためには、動物検疫の観点からは二国間協議による輸出先の拡大、輸出手続の合理化等を進めるとともに、安定して輸出を継続するためには、ASFやFMDといった越境性動物疾病がわが国で発生していないことが大前提となる。

海外からの動畜産物の輸入形態としては、生体、商用畜産物（船舶・航空貨物）、入国者が持ち込む携帯品、



図2 携帯品の検査強化ポスター

国際郵便物といったものがある。生体及び商用畜産物による輸入は商業ベースで行われ、そもそも伝染性疾病が発生している地域からの輸入は禁止されており、それ以外の地域から輸入する場合であっても、あらかじめ輸出国での輸出検査を受けて家畜衛生条件等に合致していることが確認され、さらにわが国でも輸入検査を受けることとなる。したがって、これらを介した家畜の伝染性疾病の侵入リスクは低いと考えられる。一方、入国者が持ち込む携帯品や個人間でやり取りされる国際郵便物については、輸出国で検査を受けていない物品がほとんどであり、国内への家畜の伝染性疾病の侵入リスクは商業ベースのものに比べて高いことから、動物検疫所では携帯品及び国際郵便物の検査を強化している（図2）。

こうした状況に対応するため、相手国から持ってこさせないための事前対応型広報の強化を図るとともにわが国に入れさせないための対策を行っている（図3）。

##### (1) 相手国から持ってこさせない

わが国へ輸入できない畜産物の持込みを未然に防ぐことがまずは重要であり、海外への事前対応型広報を戦略的に展開している。具体的には、携帯品での輸入禁止品等の持込みの多い中国、ベトナム等における現地SNSや海外メディア向けのニュースリリースでの情報発信、多言語動画による動物検疫制度の配信、航空会社に依頼して現地の空港カウンターでのポスターやリーフレットの掲示と機内アナウンスによる注意喚起等を行っている。



ていることを動物検疫所が確認した者によって反復して輸入される「反復貨物」の現物検査は、自主管理する中で問題が生じた場合に行うこととした。これによって新たに得られた人的リソースは、家畜の伝染性疾患の侵入リスクの高い携帯品や国際郵便物の検査に振り向けることとした。

この見直し事例は、物流のリードタイム短縮という点で消費者の利益にもつながるものであり、今後もリスクを踏まえた業務見直しを進めるうえでもステークホルダーとの日頃からの意思疎通の確保と関係者への説明責任を果たして参りたい。

## 6 国内防疫の支援

動物検疫所には家畜防疫官として獣医・畜産系の職員が約500人在籍しており、北海道から沖縄まで全国各地に配置されている。そのため、HPAIやCSFの発生に備えて、①緊急支援チームの人材確保、②防疫資材の備蓄・管理、③関係者との連携強化といった緊急支援体制の整備に努めている。

### (1) 緊急支援チームの人材確保

疾病の発生予防や発生時の防疫マニュアル（特定家畜伝染病防疫指針）では、農林水産省の取組として発生時にただちに緊急支援チームを派遣できるように人材育成を含めた派遣体制を整えることとしている。このため動物検疫所では、これまでもHPAIやCSFが発生した際には、現地リエゾンや防疫作業リーダーとして、また、疫学調査チームの一員として全国から職員を派遣している。

### (2) 防疫資材の備蓄・管理

動物検疫所では全国5カ所で移動式レンダリング装置、移動式焼却炉や電気殺処分機に代表される大型防疫

資材を備蓄・管理している。これまでも都市部で疾病が発生した際には府県からの要請に応じて、中部空港支所や横浜本所で保管している移動式レンダリング装置を現場に搬送するとともに、機材オペレーターと連携して防疫対応に当たってきた。

また、防疫現場で防疫服、マスク、ゴーグル等の防疫用物品が一時的に不足する場合には、都道府県からの要請に応じて、備蓄している物品を現場に搬送することで防疫の円滑な実施を支援している。

### (3) 関係者との連携強化

都道府県が行う防疫演習への参加や大型防疫資材を貸与することを通じて日頃から地方自治体との連携強化に努めている。また、動物検疫所の業務を知らないといった話を耳にすることもあるので、水際検疫に対する理解を深めていただくための畜産関係者との意見交換、施設紹介や業務説明なども行っている。

## 6 結 び に

アジアにおいてASF、FMD等の越境性動物疾病が継続発生する中、訪日外国人旅行者は増加の一途をたどっており、動物検疫所全体で緊張感を持ちつつ組織の能力を最大限発揮することで水際の警戒体制に万全を期しているところである。今後とも、海外での疾病の発生状況、多様化・複雑化する人やモノの動きを見極めつつ、都道府県をはじめとする自治体、獣医師、生産者、輸出入関係者等の方々と連携して対応することで畜産業の一層の振興に寄与して参りたい。厳しい家畜衛生環境であるが自律的に備える攻めの姿勢を忘れずにリスク管理機関としての責務を今後とも果たして参りますので、関係者の皆様には一層のご理解とご協力をどうかよろしくお願いしたい。